

事業承継支援に関する覚書

富山県（以下「甲」という。）とほくほくコンサルティング株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を円滑にするため、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲及び乙が、地域における事業承継支援に係る連携（以下「業務連携」という。）を円滑に行い、相互に協力することにより、地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携窓口の設置）

第2条 甲及び乙は、業務連携に係る窓口を設置し、必要な協力を行うものとする。

（業務連携の内容）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、連携して次の事項を行うものとする。

- 事業承継支援に関するイベントの実施
 - 事業承継支援に関する相談への対応
 - 事業承継支援に関する情報提供
 - その他事業承継支援に寄与する事項
- 2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、協議の上、取組みごとに別途取り決めるものとする。

（情報の定義）

第4条 本覚書における情報とは、甲又は乙が、相手方に対して、本覚書第1条及び第3条に係る業務連携のために、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、本覚書締結の前後を問わず、開示した一切の情報をいう。ただし、以下のいずれかに該当する情報は含まれない。

- 既に公知となっている情報又は開示後に受領した相手方の責にもよらず公知となった情報
- 甲又は乙が開示した時点において、既に受領した相手方が保有していた情報
- 受領した相手方が守秘義務を負うことなく、正当な第三者から適法に入手した情報

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、本覚書に基づく業務連携において知り得た情報を業務連携上必要な範囲においてのみ使用し、相手方の事前の承諾なく第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

- 甲及び乙は、個別企業の情報及び個人情報を相手方に提供する場合は、各々の責任において、事前に個別企業等から承諾を得るなどの必要な手続きを行うものとする。
- 甲及び乙は、本覚書が理由の如何を問わず終了した後も、第1項に規定する義務を負うものとする。
- 第1項の規定にかかわらず、乙は、甲から開示された本件に係る情報を、本件の目的に限り、乙のグループ会社（株式会社ほくほくフィナンシャルグループ、株式会社北陸銀行、株式会社北海道銀行、ほくほくT T証券株式会社、株式会社北陸カード、ほくほくキャピタル株式会社及び道銀カード株式会社）に対して本条と同等の秘密保持義務を確約させた上で開示することを承諾するものとする。

（個人情報等の取扱い）

第6条 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

2 法人の情報については、前項の個人情報に準じて、適正に取り扱うものとする。

（複写及び保管等）

第7条 甲及び乙は、本覚書に基づく業務連携において知り得た情報の複写又は複製について、業務連携上必要な範囲で行い、善良な管理者の注意をもって管理し、保管する。

（情報の返還等）

第8条 甲及び乙は、相手方から提供された情報に関して返還の請求があった場合は、これを速やかに返還し、又は相手方の指示に従って処分する。

（漏えいの防止等）

第9条 甲及び乙は、本覚書第5条から前条までの義務違反があった場合又は秘密が漏えいするおそれが生じたことを知った場合は、直ちに当該義務違反の是正又は漏えいの防止に努めるとともに、相手方に報告する。

（有効期間）

第10条 本覚書の有効期間は、本覚書の締結日から令和8年3月末日までとする。ただし、有効期間満了の1ヵ月前までに、甲又は乙のいずれかが相手方に対し書面による別段の意思表示をしない場合は、更に1年間延長されるものとし、以降についても同様とする。

2 前項にかかわらず、甲及び乙は、相手方に対して1ヵ月前までに書面をもって通知することにより、相手方に何ら責任を負うことなく、本覚書を失効させることができるものとする。

（覚書の見直し）

第11条 甲又は乙のいずれかが、本覚書の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（反社会的勢力の排除）

第12条 甲及び乙は、反社会的勢力の排除に取り組むものとし、これに反する行為が認められるときは、相手方に何らの催告をすることなく、本覚書の全部又は一部を解除することができるものとする。

（協議事項）

第13条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈上疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠意をもって協議の上解決する。

本覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年8月6日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県知事 新田 八朗

乙 富山県富山市一番町1番1号
一番町スクエアビル4階
ほくほくコンサルティング株式会社
代表取締役社長 山口 新太郎